

意見案第1号

国会における憲法論議についての意見書

国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を基本原則とする日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民の福祉、国家の発展に大きな役割を果たしてきた。

一方で、憲法施行当時と比較して、我が国を取り巻く国内外の諸情勢は、大きく変化しているものの、今日に至るまでの70年を超えるこの間、一度も改正が行われていない。

このような状況の中、我が国においては、平成19年に「日本国憲法の改正手続に関する法律」が成立し、これに伴い、衆参両院に、憲法改正原案等を審査する憲法審査会が設置され、憲法第96条に定める改正のための国民投票が可能となったところではあるが、国民による議論が進展しているとは言いがたい状況にある。

新しい時代にふさわしい国家のあり方を構想し、主権者である国民において幅広く議論されるよう努めることは、憲法改正の発議権を有し、国権の最高機関として国民から国政を負託されている国会の責務である。

よって、国においては、日本国憲法について、国民の広範な理解が得られるよう、国会の憲法審査会で丁寧な議論を進めるよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官

} 各通

北海道議会議長 村田 憲俊